

虐待防止のための指針

児童発達支援・放課後等デイサービスmico

1 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

児童発達支援・放課後等デイサービスmicoでは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施する。

2 虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の委員長は管理者兼児童発達支援管理責任者、支援員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とする。

委員会は、担当者が招集する。（月1回以上）

委員会の議題は、次のような内容について協議するものとする。

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、町への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際に、その結果についての評価に関すること

委員会は、職員セルフチェックシート（年1回実施）・虐待早期発見チェックリスト（虐待発見時・相談実施時）を使用し、虐待の早期発見に努める。

(2) 虐待防止に関する責務等

虐待防止に関する統括責任者は管理者とする。

虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを町に通報しなければならない。

委員会の構成と役割

虐待防止検討委員会の責任者	千葉真由美
虐待防止策の担当者	清水桃子
各担当職員のチェックリスト、 ヒヤリハット事例の方向・分析	國分郁子

3 虐待防止のための職員研修に関する基本指針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底する。

- ・虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・発生した場合の改善策

実施は、年1回以上行う。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。研修の実施内容については、紙面又はデータ記録等により保存する。

4 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談する。

担当者は、職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応改善を求め、就業規定等に則り必要な措置を講じる。

上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、町の窓口等外部機関に相談する。

事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したのかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

施設内で虐待等の発生後、その発生の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及再発防止策を併せて町に報告する。

必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

5 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに町に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の他愛事案の場合には、町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する指針

当施設の虐待防止のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当施設の玄関に設置する。

7 その他虐待防止の適正化推進のために必要な基本方針

その他の虐待等の相談については、担当者が寄せられた内容について統括責任者に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。対応の流れは、上述の4に依るものとし、それに則って実施する。

担当者に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

附則

この指針は、令和6年7月24日より施行する。

令和8年4月1日に改正し、同日から施行する。